

議案第 6 号

学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項及び学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項を廃止する訓令について

以下の理由により、廃止案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

沖縄県教育委員会訓令に基づく事業実施から、（公財）沖縄県学校給食会による適切な事業実施とするため、沖縄県教育委員会訓令を廃止する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

廃止する訓令

- 学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項（教委訓令第1号）
- 学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項（教委訓令第2号）

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項及び学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項を廃止する訓令を次のように定める。

令和3年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項及び学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項（昭和51年沖縄県教育委員会訓令第1号）
- (2) 学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項（昭和51年沖縄県教育委員会訓令第2号）

附 則

この訓令は、令和3年 月 日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁保健体育課

1 件名

学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項及び学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項を廃止する訓令

2 廃止の経緯及び必要性

沖縄県教育委員会は、沖縄の復帰に伴う学校給食用物資の国庫補助等に関連し、昭和51年に学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項及び学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項を教育委員会訓令として制定し、財団法人（当時）沖縄県学校給食会とともに学校給食用物資の安定供給及び安全性の確保、食育の推進支援並びに学校給食の普及充実等に関する事業を行ってきたところである。

その後の昭和62年の国庫補助の廃止に伴う事業実施方法の変更、並びに現在の他県の状況等を鑑み、関係規程を整理することとし、本教育委員会訓令を廃止する。

3 廃止案の概要

- (1) 学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項（昭和51年沖縄県教育委員会訓令第1号）を廃止する。
- (2) 学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項（昭和51年沖縄県教育委員会訓令第2号）を廃止する。
- (3) この訓令は、令和3年 月 日から施行する。（附則）

4 根拠法令

なし

5 関係各課との調整状況

文書法規を担当する総務私学課と調整済み

6 添付資料

廃止する訓令

- (1) 学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項（昭和51年沖縄県教育委員会訓令第1号）
- (2) 学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項（昭和51年沖縄県教育委員会訓令第2号）

廃止する訓令

○学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項（昭和51年教育委員会訓令第1号）

（趣旨）

第1条 財団法人沖縄県学校給食会（昭和48年8月7日に財団法人沖縄県学校給食会という名称で設立された法人をいう。以下「県学校給食会」という。）が学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場を選定する場合は、この要項の定めるところによる。

（加工委託工場の選定）

第2条 県学校給食会は、委託を受けようとする工場から申請を受けた場合は、申請書類を審査のうえ、工場の調査を行い、意見書を添えて県教育委員会の承認を受けて選定するものとする。

2 選定期間は、3箇年とする。

（加工委託の契約）

第3条 県学校給食会の理事長は、加工委託工場の代表者との間に加工委託契約を締結するものとする。

2 加工委託工場と学校との割当てについては、学校の事情を考慮のうえ、県学校給食会が決定するものとする。

（加工委託工場の選定条件）

第4条 加工委託工場の選定を受けようとする者は、次の各号の条件を備えているものでなければならない。

（1）加工委託工場は、良質の学校給食用製品を製造するための施設設備が整備され、かつ、優秀な技術と能力を有し、衛生状態が優良な工場であること。

（2）食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条に基づき営業許可を受けている工場であること。

（3）工場の資産及び営業状態が良好で、信用度の高い工場であること。

（4）工場の代表者が学校給食に対する理解と熱意を有し、関係機関に協力的であること。

（5）衛生状況は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚令第23号）第18条の3の規定に基づく食品衛生監視票の成績が81点以上であること。

（申請の手続）

第5条 加工委託工場の選定を受けようとする者は、次に掲げる書類を県学校給食会の理事長に提出しなければならない。

（1）申請書（第1号様式）

（2）工場の概要

ア パン（第2号様式の1）

イ ミルク（第2号様式の2）

ウ 麺（第2号様式の3）

エ 米飯（第2号様式の4）

（3）食品衛生監視票の写し（最近6箇月以内のもの）

（4）営業許可証の写し

（5）商業登記簿謄本の写し

（6）水質検査票の写し（簡易水道及び井戸水を使用している場合には、最近6箇月以内に検査されたもの）

（7）工場の配置図及び平面図

（8）従業員の健康診断票の写し

（9）誓約書（第3号様式）

（加工委託工場の調査）

第6条 加工委託工場の調査の実施は、別表により行うものとする。

（選定の取消し）

第7条 次の各号の一に該当する場合は、加工委託工場の選定を取り消すことができる。

（1）第4条に規定する加工委託工場の選定条件に違反したとき

（2）品質検査の結果、定められた基準以下の成績不良の工場であるとき

（3）製造規格その他契約に違反したとき

（4）工場側の故意又は不注意により事故を起こしたとき

（5）その他学校給食実施に支障をきたすおそれがあると認められるとき

（加工委託工場の辞退）

第8条 加工委託工場の選定を受けたものが選定を辞退する場合は、その理由を記し、3箇月前に県学校給食会に通知して承認を得るものとする。

（再申請の手続）

第9条 選定された工場が再選定を希望する場合は、委託期間満了2箇月前に第5条に掲げる申請書類を提出し、再申請の手続をとるものとする。

（その他の事項）

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

廃止する訓令

○学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項 (昭和51年教育委員会訓令第2号)

(趣旨)

第1条 財団法人沖縄県学校給食会(昭和58年8月7日に財団法人沖縄県学校給食会という名称で設立された法人をいう。以下「県学校給食会」という。)が学校給食用米穀委託とう精工場(以下「委託とう精工場」という。)を選定する場合は、この要項の定めるところによる。

(委託とう精工場の選定)

第2条 県学校給食会は、委託を受けようとする工場から申請を受けた場合は、申請書類を審査のうえ工場の調査を行い、意見書を添えて県教育委員会の承認を受けて選定するものとする。

2 工場の選定数は、原則として2社とする。

3 工場の委託期間は、2箇年とする。

(委託とう精工場の契約)

第3条 県学校給食会の理事長は、委託とう精工場の代表者との間に委託契約を締結するものとする。

2 委託とう精工場のとう精割当ては、学校の事情を考慮のうえ、県学校給食会が決定するものとする。

(委託とう精工場の選定条件)

第4条 委託とう精工場の選定を受けようとする者は、次の各号の条件を備えているものでなければならない。

(1) 食糧管理法施行令(昭和22年政令第330号)

第5条の3に定めるとう精業者であつて、農林省沖縄食糧事務所長の推薦を受けた者であること。

(2) 委託とう精工場は、良質の製品を製造するための施設設備が整備され、かつ、優秀な技術と能力を有し、衛生状態が優良な工場であること。

(3) 工場の資産及び営業状態が良好で、信用度の高い工場であること。

(4) ビタミン類の混入ができる設備を有すること。

(5) 工場の代表者が学校給食に対する理解と熱意を有し、関係機関に協力的であること。

(申請の手続)

第5条 委託とう精工場の選定を受けようとする者は、次にかかげる書類を県学校給食会の理事長に提出しなければならない。

(1) 申請書(第1号様式)

(2) 工場の概要(第2号様式)

(3) 営業許可証の写し

(4) 商業登記簿謄本の写し

(5) 工場の配置図及び平面図

(6) 誓約書(第3号様式)

(委託とう精工場の調査)

第6条 委託とう精工場の調査の実施は、別表により行行ものとする。

(選定の取消し)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、委託とう精工場の選定を取り消すことができる。

(1) 品質検査の結果、定められた基準以下の成績不良の工場であるとき。

(2) 製品の規格、その他契約に違反したとき。

(3) 工場側の故意又は不注意により事故を起こしたとき。

(4) 学校給食に対する熱意が乏しいと認められるとき。

(5) その他不正な行為及び学校給食実施に支障をきたすおそれがあると認められるとき。

(委託とう精工場の辞退)

第8条 委託とう精工場の選定を受けたものが選定を辞退するときは、その理由を記し、3箇月前に県学校給食会に通知して承認を得るものとする。

(再申請の手続)

第9条 選定された工場が再選定を希望する場合は、委託期間満了2箇月前に第5条に掲げる申請書類を提出し、再申請の手続をとるものとする。

(その他の事項)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。